

Ⅱ 外部評価委員の個別意見

1. 協和綜合法律事務所弁護士 岩井 泉 氏

外部評価委員会の個別意見（コメント）

2019年（平成31年）1月25日に開催された委員会における説明、質疑応答及び議論、ならびに頂戴した資料に基づき、法律実務家の観点を踏まえて次のとおり意見を申し述べる。

1 大阪大学法学部における教育の現状と課題について

教育課程について、法学科、国際公共政策学科の2学科制とし、学科ごとに特徴的なカリキュラムを採用したうえで、科目の相互乗り入れなどにより学生に多種多様な選択肢を提供しているという点は評価できる。もっとも、科目の相互乗り入れなどにより、逆に両学科の差異が曖昧になる可能性もあることから、法学科、国際公共政策学科の学生の履修状況の実態を検証し、バランスのとれた制度運営を行うことが、法学部の特徴をより明確にする上で有益と考えられる。

国際公共政策学科の設置などにより留学に興味を持つ学生が増え、現に留学者数も増えていることについても評価できる。国内企業が海外進出し、海外との取引も増え、あるいは、近い将来、訪日外国人や日本に一定の生活基盤を有する外国人の更なる増加が想定される中、法律実務家にとっても、外国語によるコミュニケーション能力は必須のものとなる。したがって、早い段階から、その重要性を理解し意識しつつ、研鑽・経験を積むことは有益である。委員会では、留学経験のある学生の生の声を聴く機会があり、学生側が感じている留学制度のメリット・デメリットはある程度理解できたが、大学側としても、留学の成果を具体的に検証し、そのうえで留学制度のブラッシュアップを行うことが望ましい。特に、在学中に留学制度を利用した学生が、卒業後属することになったそれぞれの分野において、留学経験をどのように活かしているのか、逆に、どのような点を不十分に感じているのか、などといった点を調査・検討し、留学制度を改善できれば、大学と実務の連携という点からも有益と考えられる。

2 大阪大学大学院法学研究科における教育の現状と課題について

社会学連携として、社会人が大学院で教育を受け、あるいは研究することができるという制度は良いと思う。委員会の場で言及された、知的財産法プログラム特別コースでは、ソフト面だけではなく、ハード面でも使い勝手の良いものになっており（例えば、利便性の高い場所や日時にプログラムが提供されていることなど）、評価できる。

学生として法律知識を身に着けた後実務を経験し、その実務経験を踏まえて、再度、法律を体系的に学びなおすということは、実務の世界でも有益であるし、そのニーズはあると思う。また、一定程度実務経験を有する者が、実務経験を踏まえて研究を行いたいというニーズもあると思う。したがって、知的財産法の分野以外でも、こういった試みを展開していくことは、前期課程、後期課程を問わず有益であろう。そのような展開を行っていくのであれば、より多数の人に関心を持ってもらい、適切な人材を獲得するために、情報発信を活発に行い、また、発信の在り方についても工夫することも重要と考えられる。

以上

2. 国立教育政策研究所国際研究・協力部長 亀岡 雄 氏

外部評価委員会の個別意見（コメント）

大阪大学法学部、法学研究科の外部評価委員会に参加する機会を頂き、光栄に感じております。大阪大学には、国内トップレベルの国立大学として、我が国の「知」をリードする研究・教育を推進する役割が期待されていると思います。以下のコメントが法学研究科の発展のために少しでも貢献できればと思っております。

1. 中教審答申

昨年 11 月に文部科学省の中央教育審議会から「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」という答申が出されています。この答申は、現在約 120 万人いる 18 歳人口がほぼ 20 年後の 2040 年には 88 万人と現在の 7 割の規模になるであろうという推計を背景に、今後の高等教育の在り方について検討したものです。そこでは「学習者本位の教育への転換」を一つのキーワードとして、今後の方向性として何を教えたかだけでなく、「何を学び、身に付けることができたのか」を重視して、学修成果を学修者がより実感できる教育を行うべきだとしています。また、個々人の学修成果の可視化が重要だとしています。

大学で「何を学び、身に付けることが出来たのか」を示すものは、学位授与の方針であるディプロマ・ポリシーです。これは、学生の学修成果目標でもあります。ある意味卒業生に最低限備わっている能力を示すものであるとも言えます。したがって、これは大学が社会に対する説明責任を果たすためのものでもあります。カリキュラムの見直しとともにポリシーの検討も必要だと思われます。

答申は、質の保証の観点から「学修成果の可視化」が必要だとしています。可視化を促進するため、学生の単位や学位の取得状況、卒業後の状況、学生の成長実感や満足度あるいは学修への意欲に関する情報の公開と言う話もあるようです。阪大のウェブサイトを見ると学位の取得状況などはすでに公開されていますし、今回のように外部評価委員会の議論に学生の声を取り入れる試みをされているので取り組みが進んでいると思えました。成長実感や満足度については今後の検討課題であると思われます。また、答申は可視化に関して英語の学外試験の結果なども例示しています。

2. 経済のグローバル化

日本の経済のグローバル化は近年特に進んでいるように感じます。昨年から話題になっているのは日産のカルロス・ゴーン会長の逮捕と、武田薬品の海外の製薬会社買収です。武田薬品は、今回の買収を通じて製薬業界でグローバルな存在になりました。日本の会社に居ても世界を相手に活動する時代がもう来ていると思われれます。

このように日本の企業がグローバルに活動している中で、学生にとって在学中に留学を経験することは大変重要なことと思います。産業能率大学が 2017 年に行った新入社員の海外志向

に関する調査では、自分は「海外で働きたいとは思わない」と回答した人が全体の6割を占めていて、新入社員の海外志向はあまり高くありません。働きたくない理由の一番は自分の語学力に自信がないからでした。

一方、短期間でも留学を経験した新入社員の中では8割弱の人が将来海外で働きたいと回答しています。この留学を経験した人の中には一か月未満の留学経験者が3割もおり、1か月から3か月の留学経験者も約2割います。つまり3か月未満の留学と言う短い期間の留学経験者でも、海外志向が高くなっています。留学を経験することは決して損にはならないと思います。留学を経験している学生さんの数が大きく増えていることは、大いに喜ばしいことです。これからも同様の取組みを続けて頂きたいと思います。

参考

- ・ 文部科学省HP 中央教育審議会答申(平成30年11月26日)
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2018/12/20/1411360_1_1_1.pdf
- ・ 産業能率大学HP 第7回新入社員のグローバル意識調査(2017年10月)
<http://www.sanno.ac.jp/research/fm3fav0000000hbz-att/global2017.pdf>

以上

3. 京都大学大学院法学研究科長 洲崎 博史 氏

外部評価委員会の個別意見（コメント）

1. 総説

国立大学法人の財政的基盤が悪化して、研究職ポスト、ひいては研究職志望者の減少をももたらすという文理系を問わない国立大学に共通の問題に加えて、法学部では、司法試験制度・法曹養成システムの混迷もあって、高校生に対する訴求力を以前ほどは持ち得ないという構造的問題を抱えている。わが国でも有数の水準を誇る大阪大学法学部と大学院法学研究科も同様の環境下にあると思われるが、そのような中であって様々な意欲的な取組みと創意工夫により、法学部と法学研究科の訴求力を高め、成果を着々とあげていることが諸資料および教員・学生との懇談を通じて確認することができた。以下において、個別具体的なコメントを述べる。

2. 法学部教育について

大阪大学法学部は、法学科と国際公共政策学科の二つの学科を置き、いわゆる専門科目に関して、前者では法学系科目を中心に、政治学系科目・経済学系科目を配当し、後者では法学系科目・政治学系科目・経済政策系科目をバランスよく配当している。いずれの学科においても必修科目は置かず科目選択は学生の自由に委ねているが、入門から基礎、応用へと段階的履修が可能となるよう配当学年に配慮している。国立大学の法学部のカリキュラムとしては標準的なものといえるが、1年次から4年次まで演習科目を開講しているほか、学生数20名以下の科目数が約80%あるなど、きめ細やかな学生本位の教育が実施されており、この点は大阪大学法学部のストロングポイントといえよう。

もっとも、国際公共政策学科の学生が懇談時に指摘していたように、1・2年次生が履修できる入門・基礎科目において国際関係科目があまり開講されていないという点は気になるところである。法学科を受験する高校生と、国際公共政策学科を受験する高校生を比較すると、後者の方が、大学入学時点において将来の進路について具体的なイメージや希望を持っていることが多いと思われ、そのような学生が大学入学後早い段階で国際関係科目を本格的に学習する機会を持ちたいと思うのはごく自然なことだと思われるからである。また、国際関係科目の学習を希望する学生は留学希望も多いと思われるところ、3年次生で留学する場合にはわが国で国際関係科目を本格的に学習することなくいきなり留学することになってしまうという問題もある。もっとも、日本では2年間で語学を徹底的に鍛えて、国際関係科目は留学先で学習させるという選択肢もありうるから、留学希望者（または潜在的希望者）に対して様々な履修モデルを提供できるならば、それで問題はないともいえよう。

3. 法学研究科について

法学研究科は、綜合法政プログラム、研究者養成プログラム、知的財産法プログラムという3つのプログラムを配置しているが、各プログラムの人材養成目標は明確であり、その目標に応じた学生の受入れが実現できていると思われる。とりわけ、高度専門職業人を養成するプログラムとして綜合法政プログラムと知的財産法プログラムが、そして、リカレント教

育プログラムとして知的財産法プログラムが強力に機能している点は、「実学の阪大」の面目躍如たるものがあり、同じ関西圏の大学教員として羨ましく思うところである。リカレント教育プログラムを成功させるには、社会人が仕事を終えた後で受講できるという地理的・時間的条件を満たすことが不可欠であるが、場所としての中之島センター、組織としての知的財産センターという強みを存分に生かした特別コースの運営は、リカレント教育事業のお手本とってよいものである。一層の発展を期待したい。

一方、研究者養成プログラムについては、他の二つのプログラムの充実ぶりと比較するとどうしても見劣りがしてしまうが、現状、将来のわが国法学部の教員候補者となる法学政治学研究者を順調に養成できている大学はないといってもよく、わが国全体の喫緊の問題として考えていく必要がある。九大学法経学部長会議などでしばしば議論されるテーマでもあるが、同じ悩みを抱える関西圏の法学研究科として、神戸大学も含めて、現状を打開するための方策について情報交換を行っていききたいと思う。

以上

4. 一般財団法人アジア太平洋研究所主席研究員 藤原 幸則 氏

外部評価委員会の個別意見（コメント）

大阪大学の法学部、法学研究科が、わが国でも有数の教育・研究機関として高く評価される活動を展開されていることに改めて敬意を表します。今後の教育・研究のさらなる活動の充実に向けて、以下のコメントが何らか参考になれば幸いです。

1. 外部評価委員会開催にあわせた現場見学

今回の外部評価委員会に際し、現役の学生や大学院生の経験・活動をお聴きし、懇談できたのは大変良かったと思います。学生や大学院生の生の思いや考えも伺い、大阪大学の教育・研究の現場を垣間見たと思います。次回の委員会では、委員会の前に、実際の教育現場（演習、講義など）を見学し、学生との懇談の時間もご用意いただければと思います。多忙なことや、長丁場になりますから、委員の参加は自由意志でよろしいかと思ひます。

2. 法学部の新カリキュラムについて

2019年度から大阪大学全体で、教養系科目、専門教育系科目、国際性涵養教育系科目を1年次から4年次まで配置する新カリキュラムを施行する予定と伺いました。国際的な視野と広い教養を育むもので、グローバル社会に対応する人材育成への社会的要請に応えるものとなっており、高く評価できます。

将来どのような道に進むにせよ、専門教育だけでなく、人文科学・自然科学・社会科学の知識と思考内容を広く修得する教育を軽視してはならないと思ひます。現代的な意味では、グローバルな政治・経済、技術革新の社会に及ぼす影響なども教養科目になると思ひます。

極論になるかもしれませんが、私は、法学部段階では多くの法律科目を学ぶ必要はないかと思ひます。基本的かつ重要な法律は、基本原理からしっかりと論理的に考えるようになることや、基礎知識や論文・判例の読み方を徹底的に修得するものであればよいでしょう。時間を割くことができるなら、教養系の勉強にも積極的に取り組むことが、法学をより深く学ぶ素養を涵養しますし、実社会でのコミュニケーションやビジネス活動の基礎にもなります。

3. 大学院の社会学連携について

社会学連携の観点から、地方公務員も受講者となる地方自治演習等を開講するとともに、平日夜間に知的財産法プログラムを実施していることは大変評価できます。社会と接点を持ち、社会の課題も意識したプログラムの実践のさらなる充実を期待します。

この点に関連して申し上げますと、IT系の巨大多国籍企業の市場支配の問題、ビッグデータによる個人情報保護と活用といった昨今話題となるテーマについて、経済界や行政と議論を深めるセミナーやシンポジウムなどを開催してもらおうと思ひます。議論を深めるための基礎的な理論や考え方を提示し、議論をコーディネートするのが大学の役割と思ひます。そこに、大学院生の積極的な問題提起、提言もあればなお結構と思ひます。

以上

5. 大阪府政策企画部企画室長 本屋 和宏 氏

外部評価委員会の個別意見（コメント）

今回、外部評価委員に任命いただき、大阪大学の法学部、法学研究科の現在の活動内容の詳細な説明をお聞きし、私が在学の頃と比較して、大きく進歩していることに改めて敬意を表します。そのうえで、今後の法学部、法学研究科の更なる活動充実に役立てばと考え、以下、感じた点を2点にわたって記します。

1 評価データの充実と活用

先の評価委員会では、実際に授業を受けている学生から、言わば受益者としての生の声を聞いて、非常に有意義な試みと感じました。学生にとって、多くの知的刺激を受け、生き生きと学生生活を送れる大学にしていくことが、より多くの優秀な学生を集め、さらに成長させて、社会に役立つ人材を送り出すことにつながることは言うまでもありません。こうした観点からは、今後、こうした取組みをさらに体系化し、活動内容の充実に活かしていくことが必要ではないかと思っています。

このため、まず、教員を通じて、学生が受けた授業内容や研究内容と、その後の進路などの客観的なデータの分析・整理を進めていくべきです。次に、これと並行して、それぞれの学生が入学時に何を希望して大阪大学に入り、その後、在学時に、授業内容や学生支援体制をどう感じ、卒業時に、どういう点に満足し、どういう点が足りないと思ったかなどの主観的なデータの収集・整理を行っていくべきです。

そして、両方を外部の目を入れたオープンな場で突き合わせて議論し、評価を行ってみてはどうでしょうか。そうすることで、新たな目標設定から次の評価へと活動内容の充実の好循環を作っていけるのではないかと考えます。

2 国際公共政策学科の充実・強化

法学、政治学の知識に加えて、公共経済学や計量経済学を学ぶことで、公共政策に活かしていこうとする試みは非常に意義のあるものだと思います。政策立案にあたっては、計量経済学などの知識を踏まえたデータ分析がそのベースにあることは言うまでもありません。そうした能力を養い、法学・政治学的な要素を加味して政策に活かせる人材を育成していくことは、国・地方の行政を通じて喫緊の課題であると私自身感じています。

一方で、政策発表会への参加など、特色ある活動を展開されているゼミがあることは認識していますが、外部から国際公共政策学科トータルで見たときに、法学科とどこが違うのか少し明確でないような感じもしますし、その取組みが十分に伝わっていない感じもします。今後は、国際公共政策学科全体として、法学科との、より一層の差別化を図り、特色を前面に出すことで、対外的なアピールに努めることが必要ではないかと思っています。

なお、国際的な視点でのカリキュラムにあわせて、ローカルでの自治体レベルでのカリキュラムを充実することも、学生にとって得難い経験になるのではと思います。大阪府と大阪大学は包括連携協定を結んでおり、こうした面でお手伝いできることがあれば、大阪府としても、大阪・日本の将来を担う人材の育成に少しでも役立つのではと思っています。

以上